

1月は固定資産税（償却資産）の申告期間です

問 税務課 資産税係 ☎0952-75-2176



固定資産税の償却資産とは、土地・家屋以外で事業のために使用する機械や設備などの資産のことをいいます。償却資産を所有している事業主は、毎年1月1日現在の所有状況を申告する必要があります。

■対象となる事業主

- 一般企業
- 工業、商業、飲食店、医業、農業などの個人事業主など

■対象となる資産

- 事業に使用する構築物、設備、機械、備品、器具、太陽光発電設備（10kw以上の場合）は個人でも申告が必要です）
- 事業用資産の修繕費・改良費のうち、資産計上したもの
- 耐用年数が過ぎても、なお使用している資産

■申告の必要がないもの

- 耐用年数が1年未満の資産
- 取得金額が10万円未満の資産で、確定申告で償却資産として計上しないもの
- 取得金額が20万円未満の資産で、確定申告で一括償却資産として3年均等償却しているもの
- 家屋として固定資産税が課税されているもの
- 自動車税、または軽自動車税が課税されているもの

申告の期限 **1月31日(金)まで**

申告した資産の評価額の合計が150万円以上の場合、令和7年度に固定資産税が課税されます。

昨年申告した事業主には、申告用の書類を郵送しています。今回初めて申告する事業主は、税務課資産税係まで問い合わせください。

なお、市外に資産がある人は、所在する市区町村に申告してください。



**償却資産の申告
はエルタックス
による電子申告
もご利用いただけます！**



その空き家

今ならまだできることがあります！

家は「空き家」になると、驚くほど早く劣化します。
本来の価値を失う前に「売る」「貸す」など放置せずに早めの判断を！

佐賀県 建築住宅課 ☎840-8570 佐賀市城内 1-1-59 TEL:0952-25-7165 FAX:0952-25-7316 E-Mail:kenchikuutaku@pref.saga.lg.jp

あきやをよきやに

検索

広告
佐賀県

あき家を、
よき家に。

